

加須市競争入札参加者心得

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第1条 この心得は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託、物品の購入、印刷の請負、物品に係る賃貸借、建築物に係る管理、運転及び点検・検査の業務並びにその他業務の委託（以下「建設工事等」という。）契約に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、加須市契約規則（平成22年加須市規則第57号。以下「契約規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、加須市建設工事標準請負契約約款（業務委託の場合は、加須市標準委託契約約款、加須市土木設計業務等標準委託契約約款又は加須市建築設計業務標準委託契約約款。以下「契約約款」という。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「設計図書」という。）、加須市競争入札参加者心得（郵便による入札を執行する場合においては、加須市競争入札参加者心得の規定によるほか、加須市郵便入札参加者心得に規定する。以下「参加者心得」という。）、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。
- 5 入札参加者は、入札手続に際し、市の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げ他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

(指名の取消等)

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。
 - 3 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。
 - (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
 - (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
 - (3) 加須市内で工事事故を起こしたとき。
 - 4 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、加須市の契約に係る入札参加

停止等の措置要綱（以下「入札参加停止措置要綱」という。）に基づき入札参加停止を受けた場合及び加須市の契約に係る暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3条に基づき入札参加除外の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

（一般競争入札の参加資格）

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次に定めるものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続開始又は再生手続開始の決定の日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後市長が定める競争入札参加資格者の再審査を受けていること。
- (3) 加須市建設工事等競争入札参加資格者名簿又は加須市物品購入等競争入札参加資格者名簿に、対象案件に対応する業種で登載されている者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置及び暴力団排除措置要綱第3条に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 直近の2か年度において、加須市発注工事に係る工事成績点数（それぞれの年度の平均点）が極めて低い者でないこと。

（入札）

第6条 入札参加者は、契約約款、設計図書、参加者心得及び入札公告等の記載事項並びに現場について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

- 2 入札は、入札公告等で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。
- 3 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。

- 4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。
- 5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。
- 6 入札公告等で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。
- 7 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵送又は直接持参して行う。ただし、郵送により入札辞退届を提出する場合は、入札執行日の前日（前日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。）までに必着するようにする。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執

行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) その他入札公告等に示す事項に違反した者がした入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の110分の100の価格（以下「予定価格（税抜）」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格（税抜）の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表し、後日通知する。

3 次条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第15条第1項及び第2項に規定する調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

4 落札者は、落札決定後、落札者のうち免税事業者に限り免税事業者届出書を提出しなければならない。

(落札者決定の保留)

第13条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（調査基準価格を設けた場合であって、失格基準価格を設けたときは、調査基準価格の110分の100の価格未満の入札かつ当該失格基準価格の110分の100の価格以上の入札。以下「低価格入札」という。）があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

2 前項の場合において、予定価格（税抜）の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(失格基準)

第14条 前条第1項の規定により失格基準価格を設けた場合であって、当該失格基準価格未満の入札があつたときは、当該入札者を失格とする。

(低価格入札の調査)

第15条 第13条第1項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。

3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、予定価格（税抜）の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、第13条第2項の規定により決定された順位が高いもの）をした者を落札者とする。

4 低価格入札をした者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

（くじによる落札者の決定）

第16条 落札とすべき同額の入札をした者が、2名以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 第13条第3項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

（不調時の取扱い）

第17条 入札執行前に入札参加者の数が1人であるときは、入札を不調とし、入札を打ち切るものとする。

（契約書等の提出）

第18条 落札者は、第12条の通知を受けた日から5日以内に、加須市建設工事標準請負契約書（案）（業務委託の場合は、加須市標準委託契約書（案）。以下「契約書（案）」という。）に記名押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第19条 契約は、市長と落札者が契約書(案)に記名押印したときに確定する。

(市議会の議決を要する契約)

第20条 工事又は製造の請負契約であって、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成22年条例第49号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決後に本契約を締結する。この場合において、市議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した仮契約書を取りかわすものとする。

(異議の申立て)

第21条 入札参加者は、入札後、参加者心得、契約書(案)、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第22条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供する。

2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満のときはこの限りでない。

附 則

この心得は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年7月13日部長決裁)

この心得は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日部長決裁)

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 19 日部長決裁）

この心得は、令和元年 10 月 1 日から施行する。